

恐れながら先君烈公告志篇(1)を著して広く士民へ諭さとしたまう 其第一條に忠孝の本意を述べさせたまう 次に人々天祖東照宮の御恩を報いんとて悪く心得違ひ眼前の君父を差し置き直ちに天朝公辺(2)へ忠を盡つくさんと思はば却かえつて僭乱(3)の罪遁のがれまじき旨を述べさせたまいし事我藩の臣子たる者いずれも心得べく罷まかりある事に候所 近来狂暴の士民等尊王攘夷の名を借りて累代厚恩の君上を差し置き各其の身の分限を忘れて天朝の御明德を誣あやむき奉り他国浮浪の悪徒をかたらい国中無罪の良民を苦しめ徳川家御親藩の臣下として妄みだりに將軍家を軽侮(4)し昇平(5)の至恩を忘れて反乱の大逆を企て無体の暴論を以つて敷かば君上に逼せまり奉り種々の流言(6)を作りて多く異論の良臣を退け賄賂を貪り私党を張り祖宗の法度を破り士民の礼分を廢しこれに加え東西に奔走しては公武の御中を妨げ奉り上下の情を壅塞(6)して君臣の通路を絶ちその他の悪行杖(7)挙に違いず 是を以つて先君烈公の御遺志と称し我水国真(7)の義勇を転じて虎狼の国となし貧乱無礼の盜民を集めて忠孝篤実(7)の世民を用いず終いには一国の君臣上下悉く反乱の賊に陥おちん事眼前にて士民の恥辱千載の汚名この上なく臣子の身分決して等閑(8)に相過あごすべく時節にこれ無く ただ我々これまで日々弘道館に出入りし文武の業を勤めて以つて君上の恩に報ぜん事を謀る 今この時に当たつて国の逆臣を除き賊の横行を制するに非ずんば何を以つてか地下に烈公に見え奉らん これに依る面々の忠憤ちゆうふん黙止難く自然集會し候上は共に心を一にし力を合わせ是非黒白を弁明し是を天下に明らかにし 年来の誠心を相達し眼前君上の御配慮を安らかに奉るべく一同の本意にござ候依つてこの段申し上げおき候 以上

## 註

- (1) 告志篇…天保四年(一八三三) 徳川斉昭が、初めて水戸へ帰国した際に家臣に示したもので、頼房・光圀以来の志を継ぎ、領民のために尽力する決意を述べたもの
- (2) 天朝公辺…朝廷と幕府
- (3) 僭乱…分限を越えて秩序を乱すこと
- (4) 軽侮…軽んじあなどること 人を見下してばかにすること
- (5) 昇平…世の中が平和に治まっていること
- (6) 壅塞…ふさがること また、ふさがること
- (7) 水国…水戸藩
- (8) 等閑…ものごとをいい加減に見過あごすこと、なおざり